

1 募集期間

【平成29年度第2回】平成29年9月19日(火)から10月20日(金)17時まで(必着)

【平成30年度第1回】平成30年4月16日(月)から5月18日(金)(予定)

2 審査方法

提出された計画書は、有識者等で構成する審査会によって、一次審査(必要に応じてヒアリング等を実施する場合がございます)を行い、通過した申請者を対象に二次審査(プレゼンテーション審査)を実施し、公益財団法人三重県産業支援センターが交付先を決定します。

3 審査スケジュール

- 【平成29年度第2回】
- ・一次審査：平成29年11月上旬から11月下旬頃
 - ・二次審査：平成29年12月上旬から12月下旬頃
- ※上記スケジュールは、審査の都合上、変更する場合があります。

4 説明会等の開催

県内各地区で助成金説明会と個別相談会(事業計画書の相談)等の開催を予定しています。詳細につきましては、公益財団法人三重県産業支援センターの「みえ農商工連携推進ファンド助成金」のホームページをご覧ください。

5 この事業は下記企業等の協力によりファンドを組成し、その運用益で助成するものです。

北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫、桑名信用金庫、株式会社第三銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、三重県信用農業協同組合連合会、三重信用金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県

6 注意事項

- ・「みえ農商工連携推進ファンド助成金交付要領」の内容を十分ご確認のうえご応募ください。
- ・助成金交付については、審査会での審査結果等により、助成申請額を減額して交付する可能性があります。
- ・助成金を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員と認められる場合は対象となりません。
- ・助成金を受ける内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反するものであると認められる場合は対象となりません。
- ・助成事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員がその助成事業に関し、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行った場合は対象となりません。
- ・助成先に決定された事例について、助成先の了解のもとにインターネット等を活用して広く情報提供を行い、各事業の啓発に努めさせていただきます。
- ・助成決定後に、虚偽の事実等が判明した場合は、助成先としての取り消しや助成金の返還を命じることがあります。
- ・助成金の交付は、原則として事業完了後になりますので、助成事業期間中に必要な資金は、各社で一時的にご負担ください。
- ・同一事業者による、同一ファンドへの複数案件の応募はできませんのでご注意ください。

問い合わせ・計画書提出先

公益財団法人 三重県産業支援センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

TEL:059-228-3585 FAX:059-228-3800

E-mail:fund@miesc.or.jp

URL <http://www.miesc.or.jp/noushoukou/>



新たな「農林漁業者と中小企業者が連携するビジネス」を支援する

みえ農商工連携 推進ファンド助成金

募集案内



募集期間

平成29年度第2回 平成29年9月19日(火)～10月20日(金)

平成30年度第1回 平成30年4月16日(月)～5月18日(金)(予定)



公益財団法人三重県産業支援センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地(三重県合同ビル5階)

TEL:059-228-3585 FAX:059-228-3800

みえ農商工連携推進ファンド助成金 URL <http://www.miesc.or.jp/noushoukou/>

みえ農商工連携推進ファンド 助成金交付事業募集案内

「みえ農商工連携推進ファンド助成金」は、県内の農林漁業者と中小企業者等との連携を強化して、お互いの経営資源を活用した取り組みを支援するものです。具体的には、農商工連携体による新商品・新サービスの開発、商品・サービスの改良及びそれらの販路拡大や、大学・公設試験場等と共同研究開発を行う、農商工連携事業を資金面から支援するものです。

1 助成対象者

- (1) 県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者(グループを含む。)、創業者と県内の農林漁業者との連携体
- (2) 県内に主たる事務所または事業所を有するNPO等の者と県内の農林漁業者との連携体
- (3) 中小企業者(「NPO等の者」を含む。)と農林漁業者との連携を支援する産業支援機関

※中小企業者とは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」第2条に規定する中小企業者とします。
 ※創業者とは、これから創業もしくは会社を設立する者とし、事業実績報告の提出までに手続きを済ませることを対象条件とします。
 ※過去と同一の助成事業については、助成対象にはなりません。また、助成対象者となった事業者は、同一年度において2回以上助成対象者にはなりません。

2 助成対象事業

○新商品・新サービス開発等支援事業

(1) 一般型

農林漁業者が持つ素材と中小企業者が持つ知恵・技術・ノウハウを活用した新商品・新サービスの開発、商品・サービスの改良及びそれらの販路拡大等の取り組み

(2) 産学官共同研究開発型

大学や公設試験場等の研究機能等を活用した高付加価値商品・サービスの研究開発、試作品開発・改良及びそれらの販路拡大等の取り組み

○農商工連携体支援事業

中小企業者等と農林漁業者の連携体による事業化を促進する産業支援機関の取り組み

3 助成率・助成限度額・助成期間

助成事業名	助成率	助成限度額	助成期間
新商品・新サービス開発等支援事業			
(一般型)	2/3	800万円以内	平成31年12月31日
(産学官共同研究開発型)	2/3	900万円以内	平成31年12月31日
農商工連携体支援事業	10/10	300万円以内	1年間以内

※助成金事業の効果的な実施の観点から最低助成額を50万円とします。
 ※支出に伴う消費税及び地方消費税は助成の対象となりません。
 ※交付決定のあった日から助成期間が始まります。

4 助成対象となる経費

○新商品・新サービス開発等支援事業(対象事業にかかる下記の経費)

経費区分	内 訳
謝 金	委員、講師等外部専門家に対する謝金
旅 費	委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
事 務 費	会議費、会場・事務所借用料、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費、コンサルタント費、保険料
開 発 費	機器等借損料、資料・原材料購入費、備品購入費、機械装置等設備費(改修を含む。)、外注加工費、分析評価等委託費、産業財産権等取得費、デザイン費
販路開拓費	マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場設営費

○農商工連携体支援事業

経費区分	内 訳
謝 金	委員、講師等外部専門家に対する謝金
旅 費	委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
事 業 費	会議費、会場・事務所借用料、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費、コンサルタント費、保険料、マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場設営費

※この助成金事業はソフトを中心とした事業が対象です。ハード(機械設備等購入)は、試作時において必要と認められる、必要最小限の範囲でのみ認められます。ひとつの費目は助成総額の1/2未満とし特定の経費に偏らないようにしてください。また、事業を開始する初期段階(準備・開発・周知費用等)の経費を対象としています。詳細は、下記ホームページ等でご確認ください。
 ※連携体内での金銭のやり取りは助成対象となりません。

5 応募方法

みえ農商工連携推進ファンド助成金交付事業実施計画書(以下、計画書という。)に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて郵送またはご持参ください。

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え(写し)をお取りください。

なお、提出時は、正本1部と副本(写し)2部の提出をお願いします。また、その他提出書類がありますので、受付書類チェックシートをご確認ください。

計画書及びチェックシートは当センターのホームページからダウンロードしてご利用ください。

URL <http://www.miesc.or.jp/noushoukou/>

6 審査項目

審査会では、次に掲げる審査項目等を審査します。

「新商品・新サービス開発等支援事業」

- (1) 中小企業者と農林漁業者の連携・工夫の度合
- (2) 連携事業の新規性、市場性、成長性、実現可能性
- (3) 今後の事業収支予測による経営性、事業の継続性
- (4) 地域経済への貢献度、波及効果
- (5) 研究開発の目的・目標の的確性、内容の優索性(「産学官共同研究開発型」に適用)

「農商工連携体支援事業」

- (1) 実施の確実性
- (2) 事業の妥当性
- (3) 成果の活用性

7 事業の流れ

